

一般社団法人栃木県言語聴覚士会
役員選挙細則

(目的)

第1条 この規定は定款第20条に基づき、理事、監事の選挙を円滑に行う為に定めるものとする。

(選挙管理委員会の設置)

第2条 当法人は選挙を行うために、選挙管理委員会を置く。

- 2 選挙管理委員会は理事、監事の選挙を管理、運営することを目的とする。
- 3 選挙管理委員長及び委員は理事会の承認を得て会長が委嘱する。
- 4 選挙管理委員会は5名以内の委員をもって構成し、委員の任期は次期選挙管理委員の任命までとする。
- 5 選挙管理委員は立候補者及び立候補者の推薦人になることはできない。

(選挙管理委員会の業務)

第3条 選挙管理委員会は次の業務を行う。

- (1)選挙告示
- (2)立候補届の受理、立候補者の公示
- (3)選挙人名簿の整備
- (4)投票及び開票の管理、投票の有効と無効の判定
- (5)当選の確認及び会員への報告
- (6)理事当選者の招集及び各役員候補者の理事会・総会への報告
- (7)その他選挙に必要な事項

(選挙権・被選挙権)

第4条 選挙権及び被選挙権は投票日より3ヵ月以上前から正会員であった者が有する。

(選挙の告示)

第5条 選挙の告示は次の事項を明示して投票日の30日以前に行わなければならない。

- (1)立候補受付期間(14日間)
- (2)投票日
- (3)投票受付期間(投票日から起算して7日間)
- (4)開票日(投票日から30日以内)
- (5)その他必要事項

(立候補)

第6条 理事、監事になろうとする者は、立候補受付期間内に選挙管理委員長に届け出るものとする。ただし、重複立候補はできない。

- 2 立候補者が定款19条で定める定数に満たない場合は無投票とする。理事会は定数に不足する候補者

を定員内で推薦することができる。

(選挙公報)

第7条 選挙公報は次の事項を明示して投票日の14日以上前に出さなければならない。

(1)理事、監事の立候補者の氏名、略歴、抱負、推薦者氏名(2名)ただし立候補者は、他の立候補者の推薦人になることはできない。同一推薦人は、理事については各々2人まで推薦することができる。また、監事の推薦については1人とする。

(2)その他必要事項(選挙方法等)

2 選挙(告示・公示・投開票)は、次期総会開催日の1ヶ月前までに完了しなければならない。

(投票及び開票)

第8条 投票は無記名とし、選挙管理委員会が定める様式を用いて行うこととする。

2 記名方法は、以下のとおりとする。

(1)理事の投票は、10名以内の連記投票とする。

(2)監事の投票は、単記投票とする。

3 開票にあたっては、立候補者の求めがあれば選挙管理委員会が選任した立会人を置くことができる。

(当選者の決定)

第9条 当選者は、有効投票の最多数を得た者から順次定める。最終順位当選者の得票が同数の場合は、選挙管理委員会が抽選で当選者を決める。

2 立候補者が定数に満たない場合は、無投票とする。立候補者及び理事会推薦者のうち社員総会の承認を受けたものを当選者とする。

3 理事、監事に欠員が生じた場合は、次点者があれば次点者をもつて、次点者がいない場合は、補欠選挙によってこれを補うことができる。

(理事当選者会議)

第10条 選挙管理委員長は、次期総会までに理事当選者を招集する。

2 理事当選者会議は、原則として直近の理事会当日を開催日とし、会長、副会長候補者の互選による選出を議題として開催する。

(改廃)

第11条 本規則の改廃は、理事会の決議を経て変更することができる。

附則

1 この規則は、2017年6月7日から施行する。